

# PCT 規則改正 Q&A 集\*

星野 和男\*\*・日本弁理士会特許委員会

PCT の規則改正に伴って、2004年1月1日から PCT 出願の流れが次頁図のようになります。そこで、実務上問題になるところを中心に、Q&A 型式で解説致します。尚、未だ WIPO で議論している事項もありますので、実務的な運用に関しては最終的に若干変更されることもありますので、ご注意ください。

## I 拡張された国際調査と国際予備審査制度（国際調査見解書の作成）

Q1. なぜ拡張国際調査が導入されたのですか？

A1. まず、拡張国際調査とは、現行では国際予備審査において出願人に提示されている発明の特許性に関する審査官の見解（オピニオン）を国際調査の時点で作成（国際調査見解書）し、国際調査報告に添付する新たな国際調査制度のことをいいます。これは、PCT 制度改革（リフォーム）の一環で創設された新たな制度です。

国際調査見解書の導入は、審査官による特許性判断が早期に、かつ安価に欲しいという PCT ユーザーのニーズに呼応させたことがひとつの理由です。さらに、増え続ける PCT 国際出願を背景として、官庁、国際調査機関、国際予備審査機関がいかに国際出願を効率的に処理するか国際議論の結果が、この国際調査見解書の導入とも言えます。つまり、国際調査のために国際出願を精読した際に得た知識、判断を記録（見解書）することで、来るべく国際予備審査にそのまま役立てようとする制度です。

ところで、このような効率的な国際出願の制度運用という視点からは、「20ヵ月の国内移行期限の撤廃」もその一環として考えることができます。つまり、プラス 10ヵ月の国内移行期限の延長を得るためだけの国際予備審査を制度的に制約するという意味合いを持っています。「20ヵ月の国内移行期限の撤廃」は、2002年4月1日に改正規則が発効していますが、いくつか

の指定国はその国内適用を保留している（経過措置を適用している）国もありますので注意が必要です<sup>(1)</sup>。

Q2. 拡張国際調査で作成された国際調査報告は現在の国際調査報告とどこが異なるのですか？

A2. 拡張された国際調査で作成された国際調査報告書には、審査官が国際調査と同時に、発明の特許性（産業上の利用性、新規性、進歩性）についての肯定的または否定的な見解書が添付されます。この国際調査機関による見解書（国際調査見解書 WO/ISA）は、出願人が国際予備審査を請求せずとも、また発明の特許性が肯定的な場合であっても（現在の国際予備審査の見解書は発明の特許性に否定的な見解があったときのみ作成されます）、必ず作成されるので、出願人にとっては、PCT 国際段階のより早期のタイミングで利用価値の高い審査官の判断が提供されることとなります。

国際調査見解書は、その後国際出願が、国際予備審査請求をしない場合、「特許性に関する国際予備報告（第 I 章）(IPRP (第 I 章))」と改称されて指定国に送付されます。他方、国際予備審査が請求された場合には、国際調査見解書は原則として国際予備審査機関による第一回目の見解書とみなされます。その後の国際予備審査の手続は現行と同様です。ただし、現行の「国際予備審査報告」は、上記「IPRP (第 I 章)」と平そくを合わせ、「特許性に関する国際予備報告（第 II 章）(IPRP (第 II 章))」と併称されることとなります。

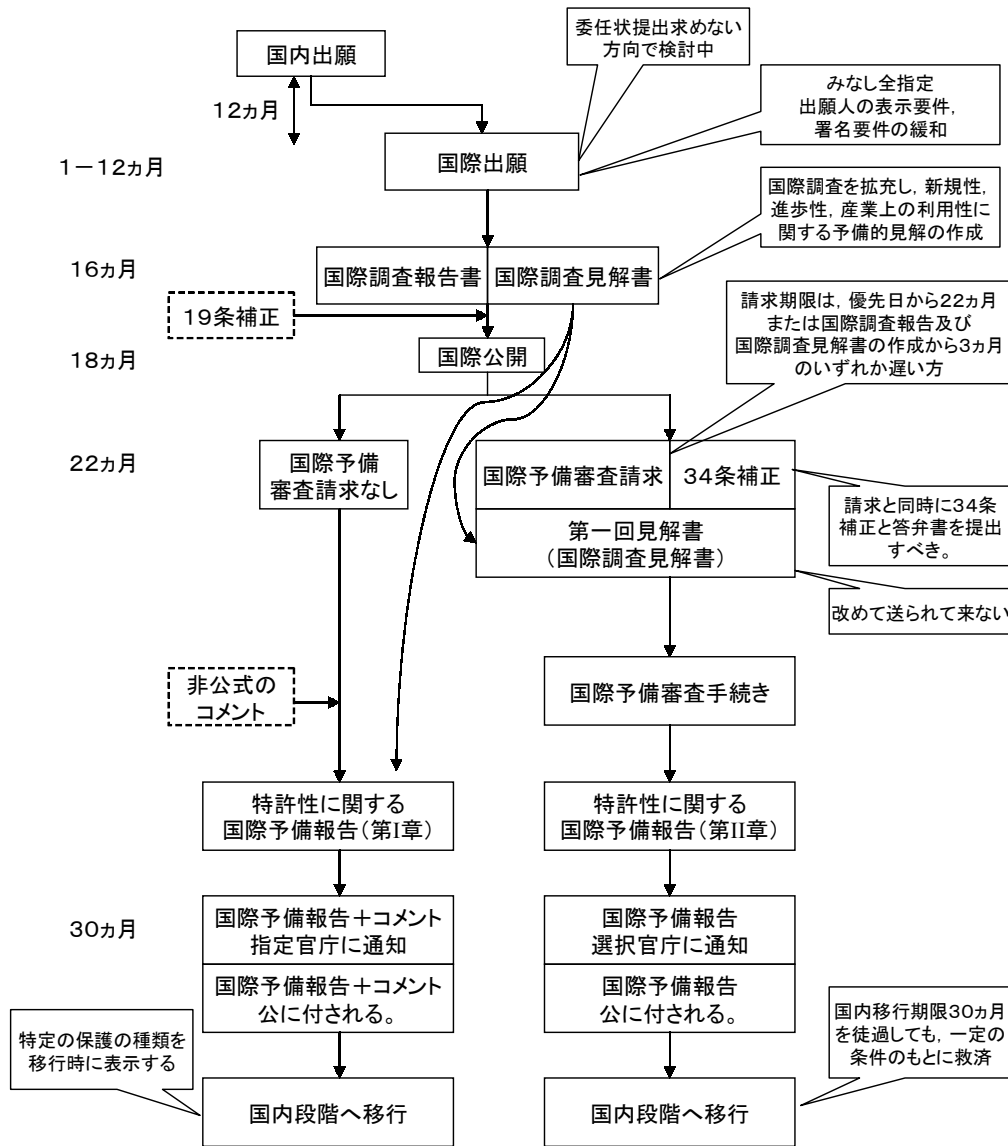
Q3. 国際調査見解書の作成期間はいつまでですか？また、作成言語は？

A3. 国際調査見解書の作成期限は、国際調査報告と同時にあり、国際調査機関が国際出願の写しを受領して

\* 本稿は特許庁星野和男国際出願専門官と特許委員会第3部会（工藤一郎・土井健二・他）とで共同作成したものです。

\*\* 特許庁国際出願専門官

PCT規則改正(2004年1月1日発効)



特許庁説明会資料等をもとに作成

から3ヵ月以内、または優先日から9ヵ月以内のいずれか遅い日までが作成期限です。現状では、国際調査報告は優先日から16～17ヵ月で作成されています。国際調査報告と国際調査見解書は、出願人と国際事務局に送付されます。ただし、国際調査見解書については、国際公開の対象にはなりません。

国際調査見解書の言語は調査報告と同じ言語ですが、国際事務局によって英語の翻訳が作成されます。国際予備審査請求をしなければ、国際事務局がこれらをひとつにして「IPRP (第I章)」と呼ばれる報告書となります。

Q4. 国際調査見解書を受領した出願人がとりうるアクションはなんですか？

A4. 出願人が、国際調査報告 (+国際調査見解書) を受領したのちは、①国際調査見解書に対する反論を「コメント」として国際事務局に対して提出する (ただし、この「コメント」は、国際事務局が指定官庁に転送するために単に受け付けるもので、PCT 上明文化されていない「非公式なコメント」として取り扱われます)、②国際事務局に対して19条補正を提出する、③国際予備審査請求をする (それによって、国際調査見解書に対して正式に反駁、抗弁することができます)、④国際出願を取り下げる、⑤何もしない、です。

否定的な国際調査見解書に対しては、出願人は①～④のいずれかを希望することが予想されますが、国際予備審査報告を肯定的な報告に転じさせたいときには、③に

より 34 条補正や答弁書を提出することが必要です。

**Q5.** 特許性に関する国際予備報告（第 I 章）の意義は？

**A5.** 国際出願が国際予備審査を請求しない場合、国際調査見解書は、そのまま国際事務局によって「特許性に関する国際予備報告（第 I 章）（IPRP（第 I 章））」という表紙がつけられ、その英語翻訳が添付されます。また、IPRP（第 I 章）の内容は、発明の特許性に関する情報であるため、国際出願が国内移行する 30 ヶ月までは秘密性が保たれます。その後、国際事務局は、30 ヶ月経過後に指定官庁に送付し、公衆の閲覧に供されます。

この IPRP（第 I 章）の新設によって、国際出願であれば「特許性に関する審査官の判断（見解）」がすべて添付されるという制度的な仕組みができあがります。これは、PCT の制度的なアピールであるとともに、中小規模の特許庁にとっては、大規模特許庁の審査官による特許性の判断結果を自国の実体審査に活用できるようになります。

**Q6.** 国際予備審査の手續に何か変更はありますか。また、特許性に関する国際予備報告（第 II 章）は、現行の国際予備審査報告と違いがありますか？

**A6.** 国際予備審査に関しては、次のような点を除き、現在の国際予備審査とはほぼ同様の制度、手續となります。つまり、①国際予備審査請求がされたことにより、国際調査見解書は原則として国際予備審査機関が作成する第一回目の見解書とみなされる、②国際予備審査を請求する期限が新たに設けられた（請求期限は、国際調査報告の発送の日から 3 ヶ月、または優先日から 22 ヶ月のいずれか遅く満了する日、それを過ぎると請求はなかったものとみなされます）、③国際予備審査に必要な手数料の支払い期限は、国際予備審査の請求期限までとなる（したがって、国際予備審査の請求は出願時にしておき、実際にそれを有効にするのは、必要な手数料を 22 ヶ月の満了前までに支払うことでコントロールすることが可能となります）、などが、規則改正によって変更されています。

また、「特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（IPRP（第 II 章））」は、現在の国際予備審査報告書とまったく同じものです。国際予備審査報告の副題として「特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（IPRP（第 II 章））」が併記されますが、今後は、IPRP（第 II 章）という呼称が一般的になっていくものと思われます。

**Q7.** 国際調査見解書に対して抗弁、またはそれを受けて国際出願を補正したい場合、どのような点に注意すれば良いですか。

**A7.** 国際調査見解書に対して何か反論したい場合には、2 つの方法があります。1 つ目は、A4 で解説した「非公式なコメント」を国際事務局に提出し、それを指定官庁の実体審査で参酌してもらう方法。2 つ目は、国際予備審査を請求し、国際調査見解書に対する反論を国際予備審査機関に対して正式に抗弁し、あるいは 34 条補正という形で提出する方法です。

また、上記 A6 のような新たな国際予備審査の流れを踏まえると、今後は注意を要する点がいくつかあります。まず、国際調査見解書がすでに国際予備審査機関の見解書としてみなされているので、その後の国際予備審査は、現在の処理期間よりも格段に早まることが予想されます。つまり、国際予備審査機関が国際予備審査に着手（国際予備審査の着手は、国際予備審査の請求期間の満了後）したのち、おそらく数ヶ月後には国際予備審査報告の起案にかかる国際出願も多いと考えられます。したがって、国際調査見解書に対する反論、補正を国際予備審査報告に反映して、肯定的な国際予備審査報告を作成してもらおうと考える場合には、その反論は、できれば国際予備審査の請求と同時に、あるいは請求後すみやかに抗弁（答弁書）、補正を提出しておくことが重要です。ただし、34 条補正にもかかわらず国際予備審査機関が否定的な見解を維持する場合は、同機関から二回目の見解書が出されますので、そのようなときには、その応答期間内に再度 34 条補正をすることができることとなります。なお、34 条補正を提出しなかった場合には、改めて提出の機会を促す連絡は予備審査機関からは来ないので、従来どおり注意を要するところです。

**Q8.** 今後、国際調査見解書が作成されるようになると、さらに国際予備審査を請求する意味合いは何ですか？

**A8.** 従来のように、国際予備審査を「特許性に関する審査官の見解」を得るための手續と考えるならば、改正規則による国際調査見解書の作成によって国際予備審査を請求する意味合いは減少するものと考えます。しかし、欧米の PCT ユーザーのように、国際出願は見解書を踏まえて補正するものであると考えれば、国際予備審査の意義は以前に変わりなく存在します。たとえば、国際調査見解書が否定的であった場合、それを

きっかけとして19条補正（請求の範囲のみ補正が可能）、そして34条補正（明細書と請求の範囲に補正が可能）をする方法です。国際予備審査を請求すれば、国際予備審査機関の審査官との書面、対話によるやりとりを踏まえて、34条補正を行い、国際段階で国際出願の内容を整える、あるいは国際予備審査報告を肯定的なものにする、ということも可能となります。

**Q9.** IPRP（第I章）と IPRP（第II章）の違いは何ですか？

**A9.** 以上に説明した内容を踏まえると、IPRP（第I章）は、特許性に関する審査官の見解ですが、その対象となるのは、国際出願時の国際出願です。他方、IPRP（第II章）は、その後の補正（19条、34条）及び出願人から審査官への反論等を踏まえて練り直された国際出願を対象として作成されたものであります。すなわち、IPRP（第I章）と IPRP（第II章）とは、報告書の対象となる国際出願の土台が異なることとなります。また、IPRPは第I章、第II章ともに、その判断の基準日は優先日となります（国際調査は、国際出願日を先行技術判断の基準日としています）。

**Q10.** 改正規則に基づく新たな手続は、いつの国際出願から適用になりますか？

**A10.** 新たな制度、手続は、国際出願日（国際予備審査に係る手続については国際予備審査の請求日）が2004年1月1日以降に付与された国際出願に対して適用されるのが原則です。ただし、手数料の種類と額については、国際出願日が2004年1月1日に付与されたとしても、国際出願が2003年12月31日以前に受領されていれば、旧料金表が適用されます。

たとえば、2003年12月26日に提出した国際出願が受理官庁によって受領されたものの、条約11条に違背するなどの理由から補完命令が発せられ、実際の国際出願日は2004年1月6日に付与された場合、その国際出願に対しては、2003年12月26日において適用される手数料表（基本手数料、指定手数料、料金減額）とそれぞれの額が適用されます。

## II みなし全指定手続の導入と、国際出願願書の記載、署名要件の緩和

**Q1.** みなし全指定手続とはどのような手続ですか？

**A1.** すべての指定国を指定する国際出願が増加してい

ること、加えて出願人が指定のし間違いという単純ミスで大きな損失を被る事態を避けることを目的として、みなし全指定手続が導入されました。みなし全指定とは、すべての国際出願は、国際出願日において有効なすべての締約国を指定するものとみなす手続です。つまり、現在のように願書に細かく記載された締約国のひとつひとつをチェックする必要がなくなり、国際段階においてはどの締約国にも国内移行する可能性を含む国際出願として取り扱われることとなります。また、同様に、各指定国で求める保護の種類に関しても、出願時にはすべての種類の保護を求める出願とみなすこととなり、国際出願の国際段階における選択の自由度が増すこととなります。

**Q2.** 改正規則では、すべての種類の保護を求めるものとみなしますが、いつ保護の種類を表示を行えばよいのでしょうか？

**A2.** 保護の種類を表示は国内移行時に各指定国に対して行います。

**Q3.** みなし全指定の結果、日本国内出願を基礎として優先権を主張する国際出願では、自己指定→基礎出願取り下げ、が基礎出願日から1年3ヵ月でなされます。この点出願人の負担増大が懸念されます。

**A3.** ご指摘のとおりです。国際的な手続簡素化の動向に沿ったみなし全指定ではありますが、日本のように独自の国内優先権制度を有する国（日本のほかに、ドイツ、韓国、ロシア等）にとっては、国内手続である国内優先権手続と国際手続であるみなし全指定とがうまく連動しない状況に陥っています。この状況によって、出願人側にかかる負担とは、「本来、指定するはずではなかった日本の指定が自動的に指定されたものとみなされるため、それを別個の手続によって取下げる」ことにかかる負担の増大となります。現在、特許庁は、この「取下げ手続」をより簡便に行う方策、さらにそれをし忘れることを防止する方策を庁内、必要によってはWIPOをも含めて調整をしているところです。その結果は、今後、特許庁からお知らせされることとなりますので、ご注目ください。

なお、みなし全指定手続は、2004年1月1日付で条約として発効しますが、その発効を保留（経過措置の適用）している国が3ヵ国あります。みなし全指定に合わせて自国の国内優先権制度を改正しつつある

国々：ドイツ，韓国，ロシアです。これら3カ国については，願書にチェックボックスが設けられることとなりましたので，それぞれにチェックがされると，みなし全指定手続のもとではありますが，みなし全指定から除外される国となります。みなし全指定の「全」に含まれない国となります。日本は，その経過措置の適用を受けていません。

**Q4.** みなし全指定を原因とする国内優先権制度により基礎出願が取り下げられないようにするにはどうすればよいでしょう？

**A4.** 2つの方策があります。つまり，①規則90の2.2に従い，日本の指定を取り下げること（ただし，当該国際出願は日本への国内移行ができない），または，②国内優先権主張を取り下げる（ただし，国際出願が国内移行した場合，国内優先権の基礎となる国内出願と後の出願である国際出願の両者が併存することとなる）ことです。前者①は，現行手続に従い「指定の取下げ書」をもって行います。また，後者②は，現状どおり上申書を受理官庁に提出することによって行うことができます。なお，2004年1月を稼働予定として国際出願にもオンライン出願が導入されますが，オンライン出願は，受理官庁に対して日本語の国際出願を提出できるのみで，それ以外（以降）の中間的手続は，すべて従来どおり書面（紙）による提出となります。したがって，みなし全指定に対する優先権の取下げや日本の指定の取下げ手続は，書面（紙）で行う必要があります。

**Q5.** 国内優先権による基礎となる出願のみなし取下げを回避することを目的とする指定の取下げ，あるいは国内優先権の取下げに関して，それらの手続はいつまでにすればよいですか？

**A5.** 国内優先権による基礎となる国内出願のみなし取下げを回避するという目的のためには，その国内出願が法的にみなし取下げとなる優先日から15ヵ月を経過する以前に取下げを行う必要があります（特許法第42条）。なお，ご承知のとおり，国際出願手続としての指定の取下げができる期間は，優先日から30ヵ月の国内移行期限までとなります（国際段階であれば取下げができます）。

**Q6.** 指定の取下げ手続を行う場合，その効力が発生す

る日付は何をもって判断されますか？

**A6.** 受理官庁に対して指定の取下げ書類を提出する場合には，受理官庁が書類を受領した日をもって判断されます。国際事務局に対して提出する場合も同様です（規則90の2.2(d)）。したがって，国際出願に対して日本の指定の取下げが必要との判断であれば，国際出願時に取下げ書も提出しておくことが得策かもしれません。取下げ書を優先日から15ヵ月までに到達させるために発送から到達まで予想される日数を計算するよりは，確実な方法となります。

**Q7.** 国際出願願書の署名要件の緩和がなされる背景は何ですか？

**A7.** みなし全指定の導入により，すべての国際出願が自動的に米国をも指定することとなります。国際出願は，米国を指定する場合，その発明者が出願人になることが要求されます。つまり，米国を指定しない国際出願においては発明者であった者も，みなし全指定によって「発明者である出願人」として，すべての指定国の出願人としての地位を得ることとなります（ただし，指定国たる米国に限定した出願人を明記する場合には，この限りではありません）。一方，現状のPCTは，国際出願願書は，すべての「出願人」によって署名されなければならないと規定しています。

これら2つの手続を出願人への過剰な負荷なしに実行するために，願書における署名要件の原則（全員が署名する）は維持しつつも，その原則が願書上で満たされていないとしても，「ひとりの出願人の署名があれば」方式的には補正指令の対象としないことが，規則改正によって実現しました。出願人の署名要件の緩和とは，すなわち，願書における出願人の署名にかかる「形式上のチェック要件の緩和」です。

**Q8.** 願書における出願人の表示要件が緩和されることも上記Q7と同様の趣旨ですか？

**A8.** そのとおりです。みなし全指定にともない，すべての国際出願が自動的に米国を指定したものとみなされることにかかる，出願人の負担を軽減するための要件緩和です。しかし，原則としては，願書においてはすべての出願人（米国を指定する国際出願においては，発明者である出願人）の氏名，及び表示（あて名，国籍，住所）を記載しなければなりません。今回の記載要件の緩和をより正確に表現すれば，みなし全指定か

ら生じる上述の理由によって「方式上のチェック要件が緩和された」というのが、その正しい意味合いです。

**Q9.** では、願書における出願人の表示要件に関して「方式上のチェック要件が緩和された」ということは、出願人全員がその表示をしなくてもよい、という意味でしょうか？

**A9.** そのとおりです。願書における出願人の表示（あて名、国籍、住所）については、すべての出願人について記載されていないとしても、当該受理官庁に対して国際出願をする資格を有する出願人のひとりが氏名、あて名、国籍、住所を記載していれば方式的要件としてはそれで足りるという意味です。そのひとりの出願人の氏名、表示の記載で十分なので、記載不備による方式的な補正指令の対象とはなりません。

**Q10.** 署名要件の緩和は、国際出願の願書に関してのみなされ、委任状に関してはなされないのでしょうか？

**A10.** 委任状に関する署名要件の緩和はありません。国際出願の願書にかかる記載要件、署名要件が緩和されたことは、上記に示したように「方式上のチェック要件が緩和された」ことに他なりません。さらに、国際出願願書は、そこで出願人を特定するという重要な役割を担っているため、すべての出願人が氏名、あて名、国籍、住所を記載し、そして署名をするという原則に改正、変更はありません。その意味から考えると、一方の委任状は、願書における出願人を特定する行為ではなく、出願人と代理人との契約行為を証するものですから、それについてまでも PCT が署名要件を緩和することはありません。

ところで、委任状に関しては、委任状そのものではなく、その提出に関して規則改正が行われました。改正規則によれば、受理官庁（及び国際事務局、国際調査機関、国際予備審査機関）は自らの裁量によって国際出願にかかる委任状を出願人から提出を求めないことが認められます。特許庁も、この改正を受け、原則として国際出願の出願に際しての委任状はその提出を求めない方向で法制化を検討しています。ただし、出願人と代理人との間で委任行為があったならば、通常は委任状によって行われているであろうことが手続の前提となっていますので、PCT のその後の手続において委任状が関係官庁、機関から求められる可能性もあ

ります。ご注意ください。

なお、第 90 規則の 2 で規定されている各種取下げは不利益行為なので、いずれの受理官庁も出願人から委任状の提出を省略することはできません。取下げ手続を行うためには、現状どおり、すべての出願人の署名を得た委任状を受理官庁等の関係官庁、機関に提出することが必要です。

**Q11.** みなし全指定となった場合、指定手数料はどうなりますか？

**A11.** 指定手数料という概念は消滅し、新たに国際出願手数料という概念が導入されます。新たな国際出願手数料は 1,400 スイスフラン（約 116,000 円）となります。現在の基本手数料と指定手数料の最上限額（5 ヶ国以上を指定したときの指定手数料の最高額）を加えた額が 1,350 スイスフラン（112,000 円）ですので、50 スイスフランの値上げとなります。なお、今回の料金体系の整備で、さらに 2 つの料金が改訂、新設されています。ひとつは、取扱手数料で、現行の 233 スイスフラン（19,200 円）は 200 スイスフラン（約 16,600 円）に値下げされます。もうひとつは、以下に説明する国際出願の電子的な提出にかかる各種の減額措置の導入です。

国際出願の電子的な提出に関しては、PCT-EASY を用いて出願する場合には 100 スイスフラン（約 8,300 円）が国際出願手数料から減額されます。さらに、国際出願が文字コード形式によって作成され電子的に出願された場合には、300 スイスフラン（約 24,900 円）が国際出願手数料から減額されることとなります。特許庁が来年から開始する国際出願のオンライン出願によって、国際出願をする場合、後者の減額の対象となりますので、大幅な手数料の減額を得ることができます。なお、減額措置には、日本では適用されない電子的な提出にかかる減額措置があります。それは米国のように、国際出願を PDF のようなイメージデータで出願する場合で、その場合には 200 スイスフランの減額が規定されています。

**Q12.** 改正規則に基づく新たな手続は、いつの国際出願から適用になりますか？

**A12.** 上記 I—Q10 と同様に、みなし全指定にかかる新たな手続は、国際出願日（国際予備審査に係る手続については国際予備審査の請求日）が 2004 年 1 月

1日以降に付与された国際出願に対して適用されるのが原則です。再度、I—Q10をご参照ください。

### Ⅲ 国内移行期限の徒過に対する救済措置の導入

**Q1.** 今回の PCT の改正規則では、国内移行期限の非遵守があっても、権利回復が認められる救済措置が導入されたと聞きました。救済の事由として何が認められますか？

**A1.** ①出願人の故意でない事由により徒過した場合、②出願人が相当な注意を払ったにもかかわらず徒過した場合、の二つの事由のいずれかを指定官庁が国内法令に規定し、国内移行期限を徒過した国際出願の権利回復に適用します。この救済措置は、条約としては2003年1月1日に発効していますが、指定国によってはこの救済措置の国内適用をいまだ保留している国もあります（日本もそのような経過措置の適用を受けている国のひとつ）。指定国への国内期限徒過によって喪失した権利を回復するためには、当該指定国が本改正規則を適用し、かつ徒過の事由がその国の認める事由であることが前提条件となります。

**Q2.** 指定国日本では二つの理由の両方が認められるのですか？

**A2.** 認められません。上記 A1 に示したように、ひとつの指定官庁が適用する回復の基準となる事由は①または②のいずれかひとつです。指定国たる日本は、上記 A1 ②の場合（「相当な注意を払ったにもかかわらず期間を遵守できなかった場合」）を権利回復が認められる事由とする予定で、現在、国内法制の準備が行われています。

**Q3.** 「相当な注意」の具体例は？

**A3.** 日本における「相当な注意」の具体例は、いまだ、国内法制化の準備中なので、明確な基準は特許庁から示されていません。しかし、特許法における権利回復の規定に鑑みれば、不責事由（大地震のような災害：特許法 112 条の2「その責めに帰すことができない理由」など）に該当するものは少なくとも本件権利回復の事由に当たるものと予想されます。詳細は、本件にかかる国内法制が確定したところで、特許庁から説明がある予定です。

また、指定国が「相当な注意」を回復基準とした場合、それがどのような厳しさ、緩さであるかは、それ

ぞれの指定国の国内法令、国内運用の問題となります。PCT 国際出願制度として一律の統一概念が形成されたわけではありません。

**Q4.** 本件の権利回復規定（規則 49.6）が規定する「出願人が国内移行期限を遵守できなかった場合」の「出願人」には、代理人も含まれますか？

**A4.** 含まれます。そもそも PCT では、規則 2.1 に規定されるように「出願人」は、出願人の代理人その他の代表者をも含んだ概念です。その考え方を適用し、また本件改正の国際会議においても「出願人」の定義に「代理人ほか」を除外することで議論がなされた経緯もありませんので、「出願人が国内移行期限を遵守できなかった場合」の「出願人」には、代理人も含まれるものと思われます。

**Q5.** 国内移行期限の徒過に対する権利回復の救済措置は、どのような手続きによって認められるのでしょうか？

**A5.** PCT 規則が定める権利回復が認められる期間内（Q6を参照）に、出願人は国内移行手続きを行うとともに、権利回復の申請と徒過の事由を説明する必要があります。指定官庁が要求する場合には、回復のための手数料、または必要な証拠等を提出する必要があります。

**Q6.** 権利回復の申請は、徒過があった後、いつでもできますか？

**A6.** 改正規則では、国内移行期限を徒過した日から12ヵ月以内（または、徒過の事由が解消した日から2ヵ月以内、いずれか早く満了する日まで）に行わなければならない、と定めています。

#### 注

(1) 2003年10月末の時点で、ブラジル、セルビア・モンテネグロ、ノルウェー、シンガポール、スイス、フィンランド、ルクセンブルグ、スウェーデン、タンザニア、ウガンダ、ザンビアは適用していません。ただし、EPO、ARIPO 経由の場合は国内移行期限は31ヵ月になります。

(原稿受領 2003. 11. 10)